

各施設の利用料

区 分	利 用 料 金			
	午前8時30分 から午後0時 30分まで	午後0時30分 から午後5時 30分まで	午後5時30分 から午後10時 まで	午前8時30分 から午後10時 まで
会議室（1階）	3,090円	3,810円	5,140円	10,290円
交流室（2階）	1,540円	1,850円	2,570円	5,140円
研修室（2階）	3,700円	4,630円	5,760円	11,520円
調理実習室（2階）	2,470円	3,090円	3,700円	7,410円
栄養指導室（2階）	1,540円	1,850円	2,570円	5,140円
教養娯楽室（3階）	1,230円	1,540円	1,850円	3,700円
集会室（3階）	4,010円	4,940円	6,070円	12,140円
小会議室（4階）	2,570円	3,090円	4,110円	8,230円
多目的ホール（4階）	8,230円	10,290円	12,340円	24,690円
多目的広場（屋外）	1,030円	1,230円	1,540円	3,090円

備考

- 1 大洲市の休日を定める条例（平成 17 年大洲市条例第 2 号）に規定する市の休日に利用
する場合は、当該利用施設の利用料金の額に 10 分の 2 を乗じて得た額を加算する。
- 2 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収するときは、当該利用施設の利用料金の額
を 2 倍して得た額を徴収する。
- 3 利用時間を延長する場合は、延長 1 時間までごとに当該利用施設の利用料金の額に 10
分の 3 を乗じて得た額を加算する。ただし、利用時間に 1 時間に満たない時間があるとき
は、これを 1 時間とする。
- 4 冷房利用料は、当該利用施設の利用料金の額に 10 分の 5 を乗じて得た額とする。
- 5 暖房利用料は、当該利用施設の利用料金の額に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。
- 6 利用料金の計算において 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とす
る。